

海老名市中小企業退職金共済制度奨励補助金について

市内に事業所を有する中小企業退職金共済制度に加入している市内中小企業者に対し、補助金を交付します。

1 対象者

- (1) 市内において事業を営んでいること
- (2) 市税の納税義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納していること

2 交付金額

平成30年2月以降に契約を締結した被共済者（従業員）分の、令和5年1月～12月に支払った掛金に対し、被共済者1人につき掛金の10%以内（※）を補助します。

※掛金月額が6,000円を超える場合は、6,000円として算定します。

⇒月額：最大 600円/人

⇒年額：最大7,200円/人

算出例は、別紙をご参照ください。

3 交付期間

共済契約者が退職金共済契約を締結した日の属する月から起算して 60 か月間

4 必要書類

- (1) 【第1号様式】中小企業退職金共済制度奨励補助金交付申請書（別紙を含む）
- (2) 個人別掛金内訳明細書
- (3) 同意書
- (4) 請求書
- (5) 掛金の支払いが確認できる書類（振替結果ハガキ・通帳等）の写し
⇒掛金を支払った月分（最大1年分）が必要となります。
- (6) 退職金共済手帳（緑色）の写し（新規及び掛金等の変更があった被共済者分のみ）
⇒個人別掛金内訳明細書の記入事項を確認できるページのコピーを提出
※掛金月額が変更になった場合は、その確認を行うため、掛け金月額ごとに手帳の写しが必要となります。

5 申請期間

令和6年1月12日（金）までに、郵送または直接商工課へご提出ください。

※初めて申請される企業は、事前にご連絡をお願いいたします。

海老名市経済環境部 商工課（海老名市役所5階）

〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の1 電話 046-235-4843（直通）

【補助金額算出例】

例①：1年間で毎月6,000円の掛け金をお支払いの場合
⇒600円×12か月分=7,200円

例②：1年間で毎月8,000円の掛け金をお支払いの場合
⇒600円×12か月分=7,200円
※掛け金月額が6,000円を超える場合、補助金月額を600円とするため、
上記の算出となります。

例③：4月から加入、毎月5,000円の掛け金をお支払いの場合
⇒500円×9か月分（4～12月）=4,500円

例④：4月まで加入、掛け金毎月5,000円をお支払いの場合
⇒500円×4か月分=2,000円

例⑤：掛け金が1月～3月は5,000円、4月～12月は8,000円の場合
⇒500円×3か月分+600円×9か月分=6,900円